

ナチュラルオカレンスに該当すると判断された鳥インフルエンザウイルス株について

平成25年8月12日
厚生労働省
健康局結核感染症課
医薬食品局審査管理課

- 1 カルタヘナ法施行規則第2条第2号では、自然条件での核酸の交換を起こすことが知られているウイルスについては、カルタヘナ法上のナチュラルオカレンスとして、その対象とする技術から除外する旨を規定しているところです。
- 2 既に12種類のインフルエンザウイルス株をカルタヘナ法上のナチュラルオカレンスに該当するものとして取り扱う旨の判断が示されているところですが、今回、新たに2種類のインフルエンザウイルス株について国立感染症研究所組換えDNA実験安全委員会の意見等を踏まえ検討を行いました。
- 3 その結果、下記に掲げるインフルエンザウイルス株についてカルタヘナ法上のナチュラルオカレンスに該当するものとして取り扱うことと判断します。

記

- A/Anhui/1/2013(H7N9)NIBRG-268
- A/Anhui/1/2013(H7N9)NIIDRG-10.1